

○吉野川市立認定こども園の公私連携に係る三者協議会設置要綱

(設置)

第1条 市立認定こども園（吉野川市立認定こども園条例（平成26年吉野川市条例第2号）第2条に規定する認定こども園をいう。）を就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第34条第1項に規定する公私連携幼保連携型認定こども園に移行するに当たり、公私連携幼保連携型認定こども園の運営に関する事項を確認し、円滑かつ適正な運営を図るため、吉野川市立認定こども園の公私連携に係る三者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 公私連携幼保連携型認定こども園の教育及び保育に関すること。
- (2) 公私連携幼保連携型認定こども園の合同保育に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか公私連携幼保連携型認定こども園の運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 吉野川市の職員
- (2) 公私連携法人（市立認定こども園から移行する公私連携幼保連携型認定こども園の運営に係る指定を受けている法人）の代表者
- (3) 乳幼児の保護者（公私連携幼保連携型認定こども園に移行する市立認定こども園に通園する乳幼児の保護者）
- (4) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 協議会の会議は、随時開催する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月10日から施行する。